消防同意を要さない住宅の取り扱いについて

建築基準法第93条第1項ただし書きの規定に基づく消防同意を要さない住宅については、下 記のとおり取り扱う。

記

1 消防同意を要さない住宅の要件

確認に際し消防同意を要さない住宅は、下記の要件のいずれにも該当しない住宅とする。

- (1) 防火地域及び準防火地域の区域内である場合
- (2) 長屋、共同住宅である場合
- (3) 一戸建ての住宅で住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の 1/2 以上であるもの又は 50 ㎡を超える場合 (ただし、一戸建ての住宅と同一敷地内にある付属 建築物*でその居住者のみが使用するものは除く。)
- ※「付属建築物」とは、一戸建ての住宅に付属する車庫、物置等を指す。

2 消防同意を要しない一戸建ての住宅に付属する車庫等の例

(1) 住宅と車庫等を同一棟として新築する場合



(2) 既存住宅に車庫等を同一棟として増築する場合



(3) 住宅と車庫等を別棟として同時に新築する場合



(4) 既存住宅敷地内に車庫等を棟別として増築する場合



